

工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準

I 非化石エネルギーへの転換の基準

工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）においてエネルギーを使用して事業を行う者（以下「事業者」という。）は、非化石エネルギーの供給の状況、当該事業者の工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）に従って講じた措置の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、その設置している全ての工場等（連鎖化事業者（当該連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。）にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（以下「加盟している工場等」という。）を含み、認定管理統括事業者にあつては、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。）を含む。以下同じ。）を俯瞰し、次のI－1及びI－2に定める取組を行うこと

により、非化石エネルギーへの転換を行うこと。

I－1 全ての事業者が取り組むべき事項

(1) 取組方針の策定

事業者は、その設置している全ての工場等における非化石エネルギーへの転換に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあつては、中長期的な計画を含む。管理関係事業者にあつては、認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、非化石エネルギーへの転換に関する目標及び当該目標を達成するために実施する取組事項に関する方針を含むこと。

(2) 管理体制の整備

事業者は、その設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的な非化石エネルギーへの転換を図るための管理体制を整備すること。管理関係事業者にあつては、その認定管理統括事業者と一体で非化石エネルギーへの転換を図るための管理体制とすること。

(3) 資金・人材の確保

事業者は、非化石エネルギーへの転換を図るために必要な資金・人材を確保すること。

(4) 取組方針の遵守状況の確認等

事業者は、客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。

(5) 取組方針の精査等

事業者は、取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。

(6) 文書管理による状況把握

事業者は、(1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(4)取組方針の遵守状況の確認等及び(5)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。

(7) 非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示

事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律

第49号)に基づく定期の報告における非化石エネルギーへの転換の取組等に関する情報の開示について検討すること。

I－2 工場等において取り組むべき事項

(1) 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事項

(1－1) 燃料に関する事項

ア．事業者は、発電専用設備、コージェネレーション設備、ボイラー若しくは工業炉等の燃料の燃焼を行う設備（以下「燃焼設備」という。）又は燃料電池設備を新設又は更新する場合には、非化石燃料の使用に対応した設備を選定すること。

イ．事業者は、燃焼設備又は燃料電池設備を使用する場合にあつては、当該燃焼設備又は燃料電池設備で使用する水素、アンモニア、バイオマスその他の非化石燃料の使用割合を向上すること。

(1－2) 熱に関する事項

ア．事業者は、熱利用設備を新設又は更新する場合には、地熱利用設備、温泉熱利用設備、太陽熱利用設備、雪氷熱利用設備その他の非化石熱の使用に対応した設備を選定すること。

イ．事業者は、冷暖房等の空気調和設備の稼働について、非化石熱の使用割合を向上すること。

ウ．事業者は、エネルギー供給事業者から調達する熱について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること。

エ．事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。

① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来国内クレジット」という。）

② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたこと

が認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下同じ。）において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来オフセット・クレジット」という。）

- ③ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（非化石エネルギーを活用するものに限る。）により削減された二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下同じ。）において認証をされた二酸化炭素の量（非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン熱証書」という。）

- ④ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内に

おける他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成25年4月1日から令和13年3月31日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)) において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来J-クレジット」という。）

(1-3) 電気に関する事項

- ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、自家消費率の向上に寄与する蓄電池その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。
- イ．事業者は、エネルギー供給事業者から調達する電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること。
- ウ．事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切

であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。

- ① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において
認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下
「非化石電気由来国内クレジット」という。）
- ② 非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の
有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定
するもの（二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置（これに相当する措置を含む。）を証する価値を
除く。）をいう。以下同じ。）
- ③ オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削
減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来オフセット・クレジット」という。）
- ④ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量（非化石
電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン電力証書」という。）
- ⑤ J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削減された

温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来 J-クレジット」という。)

(1-4) その他に関する事項

ア. 事業者は、非化石エネルギーへの転換に資する技術の導入を目指して、必要に応じ他の者と連携しつつ、技術開発及び実証の実施に努めること。

(2) 工場等 (I-2(1)に該当するものを除く。) における非化石エネルギーへの転換に関する事項

(2-1) 燃料に関する事項

ア. 事業者は、燃焼設備又は燃料電池設備を新設又は更新する場合には、非化石燃料の使用に対応した設備を選定すること。

イ. 事業者は、燃焼設備又は燃料電池設備を使用する場合にあつては、当該燃焼設備又は燃料電池設備で使用する水素、アンモニア、バイオマスその他の非化石燃料の使用割合を向上すること。

(2-2) 熱に関する事項

ア. 事業者は、熱利用設備を新設又は更新する場合には、地熱利用設備、温泉熱利用設備、太陽熱利用設備、雪氷熱利用設備その他の非化石熱の使用に対応した設備を選定すること。

イ．事業者は、動力設備等の稼働について、非化石熱の使用割合を向上すること。

ウ．事業者は、エネルギー供給事業者から調達する熱について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること。

エ．事業者は、非化石熱由来国内クレジット、非化石熱由来オフセット・クレジット、認証済グリーン熱証書、非化石熱由来J-クレジットその他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。

(2-3) 電気に関する事項

ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、風力発電設備その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、オンサイト型PPAの契約に努めること。

イ．事業者は、太陽光発電設備及び風力発電設備等の導入に、蓄電池の導入を組み合わせることで、これらの発電設備から発生する非化石電気を最大限に使用すること。

ウ．事業者は、エネルギー供給事業者から調達する電気について、再生可能エネルギーの割合が100パーセントである電気の契約及びオフサイト型PPAの契約等により、非化石エネルギーの割合が高い

ものを選択すること。

エ．事業者は、電動応用設備及び電気加熱設備等の稼働について、非化石電気の使用割合を向上すること。

オ．事業者は、非化石証書、非化石電気由来国内クレジット、非化石電気由来オフセット・クレジット、認証済グリーン電力証書、非化石電気由来 J ークレジットその他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。

(2-4) その他に関する事項

ア．事業者は、非化石エネルギーへの転換に資する技術の導入を目指して、必要に応じ他の者と連携しつつ、研究開発及び実証の実施に努めること。

II 非化石エネルギーへの転換の目標及び計画的に取り組むべき事項

事業者は、その設置している工場等において、I に掲げる事項に取り組みつつ、非化石エネルギーの供給の状況、当該事業者の工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）に従って講じた措置の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能

な範囲内で、その使用するエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させる目標を定め、その達成に努めるものとする。

また、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者は、非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画に、非化石エネルギーの使用割合を向上させる目標を記載し、その達成のための措置に努めるものとする。その際、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者は、2030年度における他人から供給された電気及び自家発電による電気（当該事業者の発電設備から得られる電気をいう。以下同じ。）の使用量に占める非化石エネルギーの割合の目標を定めるものとする。また、別表第1及び別表第2に掲げる事業を行う者にあつては、当該事業ごとに各表に定める目安となる水準を参照し、それぞれの事業に係る非化石エネルギーへの転換の目標も定めるものとする。なお、これらの目標に加えて、非化石エネルギーへの転換に係る業態特性や固有の事情等を考慮した上で、その他の指標についても目標を定めることができるものとする。

（備考）

1 非化石エネルギーへの転換に関して、非化石電気の使用量の算出方法は、次に掲げる非化石電気の

種類に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

① 電気事業者から調達する非化石電気

$$\begin{aligned} & \text{電気の使用量 (kWh)} \times 8.64 \text{ (MJ/kWh)} \times \text{電気事業者の非化石電源比率 (\%)} \div 100 + (\text{電気の使} \\ & \text{用量 (kWh)} - \text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{電気事業者の非化石電源比率 (\%)} \div 100) \times 8.64 \text{ (MJ/kWh)} \\ & \times 13 \text{ (\%)} \div 100 \end{aligned}$$

この場合において、電気事業者の非化石電源比率は、特定の電力メニュー契約等の場合には、当該メニューの非化石電源比率を元に算定し、通常の電力小売契約の場合には、当該電気事業者の非化石証書の使用状況を元に算定するものとする。

② 非燃料由来の自家発自家消費型非化石電気又はそれに準ずる非化石電気

$$\text{電気の使用量 (kWh)} \times 8.64 \text{ (MJ/kWh)} \times \text{当該電気の非化石比率 (\%)} \div 100 \times 1.2$$

2 非化石証書、非化石熱由来国内クレジット、非化石電気由来国内クレジット、非化石熱由来オフセット・クレジット、非化石電気由来オフセット・クレジット、認証済グリーン熱証書、認証済グリーン電力証書、非化石熱由来J-クレジット及び非化石電気由来J-クレジットその他我が国全体の非

化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等（非化石エネルギーを使用したことを証するものに限る。以下２－１において「証書等」という。）を勘案して、非化石エネルギーの使用量を算出し、当該使用量を化石エネルギーの使用量から控除するとともに、非化石エネルギーを使用した量とみなすことができる。証書等による非化石エネルギーの使用量の算出方法及び算出に当たっての留意事項は次のとおりとする。

２－１ 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出方法

証書等による非化石エネルギーの使用量は、①に掲げる量から②に掲げる量を控除した国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第２号）第１条第５号に規定するものをいう。以下同じ。）のために使用した非化石エネルギーの量及び③に掲げる量とする。

- ① 事業者が年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）において排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取

組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。)をした国内認証排出削減量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び2-2の③の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。)

② 事業者が創出した国内認証排出削減量のうち、年度において移転をした量

③ 事業者が所有する前年度の1月1日から年度の12月31日までの間における発電に係る非化石証書に係る電力の量

2-2 非化石エネルギーの使用量の算出に当たつての留意事項

① 報告を行う翌年度の4月1日から6月30日までの間に排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のために使用した非化石エネルギーの量については、年度の非化石エネルギーの使用量の算出に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る算出に用いることはできない。

② 他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のために使用した非化石エネルギーの量について、当該他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては

、非化石エネルギーの使用量の算出に用いることができる。

- ③ ②の場合において、事業者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、2－1の②に定める移転をした量とみなす。

Ⅲ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）との関係

非化石エネルギーへの転換に関する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げるものがないよう留意するものとする。

別表第1 非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる 水準

1 A	高炉による製鉄業（高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業）	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	2パーセント以上
1 B	電炉による製鉄業（電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業又は特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷間鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59パーセント以上

	鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））		
2	セメント製造業（ポルトランドセメント（J I S R 5210）、高炉セメント（J I S R 5211）、シリカセメント（J I S R 5212）、フライアッシュセメント（J I S R 5213）を製造する事業）	2030年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28パーセント以上
3 A	洋紙製造業（主として木材	1 主燃料を石炭とするボイラーを有する者	30パーセン

	パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合	ト以上
		2 主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59パーセント以上
3 B	板紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（	1 主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合	30パーセント以上

	ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く））	2 主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59パーセント以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	1 主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合	30パーセント以上

		2 主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に 占める非化石エネルギーの割合	59パーセン ト以上
4 B	ソーダ工業	1 主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削 減割合	30パーセン ト以上
		2 主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に 占める非化石エネルギーの割合	59パーセン ト以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電に	59パーセン

		よる電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	ト以上
--	--	-------------------------	-----

別表第2 非化石エネルギーへの転換の定性目標の目安となる水準

区分	事業	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業（高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業）	1 燃料に関する事項 (1) 高炉を用いた水素還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (2) 水素による直接還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成燃料等の非化石燃料の使用割合を向上すること。

		2 電気に関する事項 (1) 高級鋼材の製造に対応した大型電炉の実用化を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
1 B	電炉による製鉄業（電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業又は特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	1 燃料に関する事項 (1) 電気炉において、バイオコークス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 電気炉において、通常燃料としての利用が困難である廃タイヤ、廃プラスチック及びアルミドロス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3) 加熱炉等において、水素バーナー及びアンモニアバーナー等の非化石燃料を使用するバーナーの導入を進めること。 2 電気に関する事項

		(1) 加熱炉等において、電気により加熱を行う設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
2	セメント製造業（ポルトランドセメント（J I S R 5210）、高炉セメント（J I S R 5211）、シリカセメント（J I S R 5212）、フライアッシュセメント（J I S R 5213）を製造する事業）	1 燃料に関する事項 (1) 焼成工程において、バイオマス、廃棄物、水素及びアンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 燃焼残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、利用技術の研究開発及び実証実験を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。

3 A	洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	1 燃料に関する事項 (1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。 (2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。 (3) 黒液の燃焼を行うボイラーで発生する蒸気を高温高压化することにより、製造工程で発生する黒液を最大限に利用すること。
3 B	板紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維	1 燃料に関する事項 (1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス

	から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く））	燃料の使用割合を向上すること。 (2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。
4 A	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	1 燃料に関する事項 (1) ナフサ分解によるエチレン等の製造設備において、アンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。

		(2) 燃料により加熱を行うエチレン等の製造設備（ナフサ分解によるエチレン等の製造設備を除く。）の導入を進めるとともに、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 電気により加熱を行うエチレン等の製造設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
4 B	ソーダ工業	1 燃料に関する事項 (1) 苛性ソーダ製造過程で生じる水素の活用を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 発電設備におけるバイオマスの混焼率を向上させる研究開発及び実証実験を進めること。

5	自動車製造業	1 燃料に関する事項 (1) 製造工程において、水素バーナーの導入を目指し、他の事業者と連携して実証実験を進めること。 (2) 固体酸化物形燃料電池及びバイオマス発電設備等の発電設備の導入により、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 太陽光発電設備及び風力発電設備等の発電設備の導入にあわせて、自動車に搭載されていた蓄電池等を導入することで、発電する非化石電気を最大限に使用すること。
---	--------	--